

◇大阪市公園条例の一部を改正する条例

- 1 うめきた公園の一部の管理を指定管理者に行わせることにしました。
- 2 うめきた公園の指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めました。
- 3 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、公布の日（令和5年6月13日）から施行することにしました。

（建設局公園緑化部調整課）